

議案第二十二号

港区保育の実施に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十四年二月二十二日

提出者 港区長 武井雅昭

港区保育の実施に関する条例の一部を改正する条例

港区保育の実施に関する条例（昭和六十二年港区条例第七号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第五十一条第三号又は第四号」を「第五十一条第四号又は第五号」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第1 保育料（第4条関係）

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分		徴収月額（児童単位）			
階層区分	定 義	3歳未満児の場合	3歳児の場合	4歳以上児の場合	
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）	0円	0円	0円	
B	前年度分の保育料算定区市町村税額が零円の世帯	0	0	0	
C	A階層を除き前年分の保育料算定所得税額が零円の世帯	1	1,900	1,300	1,300
		2	2,400	2,000	2,000
		3	3,100	2,700	2,600
D	A階層を除き前年分の保育料算定所得税額が零円以外の世帯	1	6,700	5,600	5,600
		2	8,300	7,300	7,200
		3	9,400	9,300	9,200
		4	15,400	10,900	10,800
		5	19,100	12,700	12,600
		6	21,500	14,300	14,200
		7	23,600	15,800	15,700
		8	25,500	17,000	16,900
		9	27,500	18,200	18,000
		10	29,200	19,500	18,000
		11	31,000	20,700	18,000
		12	32,500	21,600	18,000
		13	34,200	22,600	18,000
		14	35,700	22,600	18,000
		15	37,200	22,600	18,000
		16	38,500	22,600	18,000
		17	40,000	22,600	18,000
		18	43,400	22,600	18,000
		19	48,900	22,600	18,000
		20	53,700	22,600	18,000
		21	90,000円以上である世帯	57,500	22,600
付加基準	C 1階層に属し、前年度分固定資産税課税額が4,000円以上の世帯は、C 2階層に認定する。				
	C 2階層に属し、前年度分固定資産税課税額が6,000円以上の世帯は、C 3階層に認定する。				
	C 3階層に属し、前年度分固定資産税課税額が8,000円以上の世帯は、D 1階層に認定する。				
	D 1階層に属し、前年度分固定資産税課税額が10,000円以上の世帯は、D 2階層に認定する。				

備考

1 3歳児又は3歳未満児として入所した児童については、当該年度中は同一年齢とみなしてこの表を

適用する。

- 2 この表において「前年分の保育料算定所得税額」とは、保育を実施した月の属する年の前年の所得税法（昭和40年法律第33号）第89条第2項に規定する課税総所得金額（以下「課税総所得金額」という。）から同法第2条第1項第34号に規定する扶養親族のうち16歳未満である者の数に38万円を乗じて得た額及び同項第34号の2に規定する控除対象扶養親族のうち19歳未満である者の数に25万円を乗じて得た額を減じた額（当該額が零を下回る場合には、零円とする。）を課税総所得金額とした場合の同法その他の所得税に関する法令の規定による計算の例により算出した額（区長が特に必要と認めるときは、その他の方法による計算により算出した額）をいう。
- 3 この表において「前年度分の保育料算定区市町村税額」とは、保育を実施した月の属する年度の前年度の地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項第1号に規定する市町村民税（同法第1条第2項の規定により準用する特別区民税を含む。）の額から同法第292条第1項第8号に規定する扶養親族のうち16歳未満である者の数に33万円を乗じて得た額及び同法第314条の2第1項第11号に規定する控除対象扶養親族のうち19歳未満である者の数に12万円を乗じて得た額を合算した額に港区特別区税条例（昭和39年港区条例第55号）第19条第1項に規定する税率を乗じて得た額を減じた額（当該額が零を下回る場合には、零円とする。）をいう。
- 4 この表において「保育料算定均等割額」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいう。
- 5 この表において「保育料算定所得割額」とは、前年度分の保育料算定区市町村税額から保育料算定均等割額を減じて得た額（当該額が零を下回る場合には、零円とする。）をいう。
- 6 地方税法第323条に規定する区市町村税の減額があつたときは、その額を保育料算定所得割額又は保育料算定均等割額から順次控除して得た額を保育料算定所得割額又は保育料算定均等割額とする。
- 7 1月分から3月分までの保育料におけるこの表の適用については、同表中「前年分」とあるのは、「前々年分」とする。この場合において、備考2中「前年分の保育料算定所得税額」とあるのは「前々年分の保育料算定所得税額」と、「前年の」とあるのは「前々年の」と読み替えるものとする。

別表第2 延長保育料（第4条関係）

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分		徴収月額（児童単位）			
階層区分	定 義	3歳未満児の場合	3歳児の場合	4歳以上児の場合	
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）	0円	0円	0円	
B	前年度分の保育料算定区市町村税額が零円の世帯	0	0	0	
C	A階層を除き前年分の保育料算定所得税額が零円の世帯	前年度分の保育料算定区市町村税額のうち保育料算定均等割額が零円以外の世帯（保育料算定所得割額が零円の世帯）	600	600	600
		前年度分の保育料算定区市町村税額のうち保育料算定所得割額が5,000円未満である世帯	600	600	600
		前年度分の保育料算定区市町村税額のうち保育料算定所得割額が5,000円以上である世帯	600	600	600
D	A階層を除き前年分の保育料算定所得税額が零円以外の世帯	前年分の保育料算定所得税額が3,000円未満である世帯	900	900	900
		前年分の保育料算定所得税額が3,000円以上16,801円未満である世帯	900	900	900
		前年分の保育料算定所得税額が16,801円以上30,000円未満である世帯	900	900	900
		前年分の保育料算定所得税額が30,000円以上60,000円未満である世帯	1,500	1,300	1,300
		前年分の保育料算定所得税額が60,000円以上90,000円未満である世帯	1,900	1,300	1,300
		前年分の保育料算定所得税額が90,000円以上120,000円未満である世帯	2,100	1,300	1,300
		前年分の保育料算定所得税額が120,000円以上150,000円未満である世帯	2,300	1,500	1,500
		前年分の保育料算定所得税額が150,000円以上180,000円未満である世帯	2,500	1,700	1,600
		前年分の保育料算定所得税額が180,000円以上210,000円未満である世帯	2,700	1,800	1,800
		前年分の保育料算定所得税額が210,000円以上240,000円未満である世帯	2,900	1,900	1,800
		前年分の保育料算定所得税額が240,000円以上270,000円未満である世帯	3,100	2,000	1,800
		前年分の保育料算定所得税額が270,000円以上300,000円未満である世帯	3,200	2,100	1,800
		前年分の保育料算定所得税額が300,000円以上330,000円未満である世帯	3,400	2,200	1,800
		前年分の保育料算定所得税額が330,000円以上360,000円未満である世帯	3,500	2,200	1,800
		前年分の保育料算定所得税額が360,000円以上390,000円未満である世帯	3,700	2,200	1,800
		前年分の保育料算定所得税額が390,000円以上420,000円未満である世帯	3,800	2,200	1,800
		前年分の保育料算定所得税額が420,000円以上450,000円未満である世帯	4,000	2,200	1,800
		前年分の保育料算定所得税額が450,000円以上600,000円未満である世帯	4,300	2,200	1,800
		前年分の保育料算定所得税額が600,000円以上750,000円未満である世帯	4,800	2,200	1,800
		前年分の保育料算定所得税額が750,000円以上900,000円未満である世帯	5,300	2,200	1,800
		前年分の保育料算定所得税額が900,000円以上である世帯	5,700	2,200	1,800
付加基準	C 1階層に属し、前年度分固定資産税課税額が4,000円以上の世帯は、C 2階層に認定する。				
	C 2階層に属し、前年度分固定資産税課税額が6,000円以上の世帯は、C 3階層に認定する。				
	C 3階層に属し、前年度分固定資産税課税額が8,000円以上の世帯は、D 1階層に認定する。				
	D 1階層に属し、前年度分固定資産税課税額が10,000円以上の世帯は、D 2階層に認定する。				

備考

1 3歳児又は3歳未満児として入所した児童については、当該年度中は同一年齢とみなしてこの表を

適用する。

- 2 この表において「前年分の保育料算定所得税額」とは、延長保育を実施した月の属する年の前年の課税総所得金額から所得税法第2条第1項第34号に規定する扶養親族のうち16歳未満である者の数に38万円を乗じて得た額及び同項第34号の2に規定する控除対象扶養親族のうち19歳未満である者の数に25万円を乗じて得た額を減じた額（当該額が零を下回る場合には、零円とする。）を課税総所得金額とした場合の同法その他の所得税に関する法令の規定による計算の例により算出した額（区長が特に必要と認めるときは、その他の方法による計算により算出した額）をいう。
- 3 この表において「前年度分の保育料算定区市町村民税額」とは、延長保育を実施した月の属する年度の前年度の地方税法第5条第2項第1号に規定する市町村民税（同法第1条第2項の規定により準用する特別区民税を含む。）の額から同法第292条第1項第8号に規定する扶養親族のうち16歳未満である者の数に33万円を乗じて得た額及び同法第314条の2第1項第11号に規定する控除対象扶養親族のうち19歳未満である者の数に12万円を乗じて得た額を合算した額に港区特別区税条例第19条第1項に規定する税率を乗じて得た額を減じた額（当該額が零を下回る場合には、零円とする。）をいう。
- 4 この表において「保育料算定均等割額」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいう。
- 5 この表において「保育料算定所得割額」とは、前年度分の保育料算定区市町村民税額から保育料算定均等割額を減じて得た額（当該額が零を下回る場合には、零円とする。）をいう。
- 6 地方税法第323条に規定する区市町村民税の減額があつたときは、その額を保育料算定所得割額又は保育料算定均等割額から順次控除して得た額を保育料算定所得割額又は保育料算定均等割額とする。
- 7 1月分から3月分までの延長保育料におけるこの表の適用については、同表中「前年分」とあるのは、「前々年分」とする。この場合において、備考2中「前年分の保育料算定所得税額」とあるのは「前々年分の保育料算定所得税額」と、「前年の」とあるのは「前々年の」と読み替えるものとする。



帯）」とあるのは「区市町村民税のうち均等割のみの課税世帯（所得割非課税世帯）」と、同部２の項及び３の項中「保育料算定区市町村民税額のうち保育料算定所得割額」とあるのは「区市町村民税のうち所得割課税額」とする。

（説明）

平成二十二年度の税制改正に伴う年少扶養控除及び特定扶養控除の上乗せ部分の廃止による保育料への影響を生じさせないよう、保育料の算定に係る規定を改正するほか、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）の施行による児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。